

建設工事の請負

令和7・8年度 長泉町建設工事競争入札参加資格審査申請書 提出要領

長泉町が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める要綱に基づき、建設工事に係る競争入札参加資格審査申請の受付を下記のとおり行います。

競争入札参加資格を得るためには、定められた期間内に審査を受け、競争入札参加資格者名簿に登載されることが必要となります。

記

1 受付期間 令和7年1月14日（火）から2月3日（月）まで

2 受付方法 郵送のみ（オンラインで申請書類作成ツール（Excel）のデータ提出が必要です）
※郵便は必着、その他は期間内の到達で有効

3 申請資格 ①建設業法第3条の許可を受けていること。
②建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項の審査を受けており、かつ、同法第27条の29の規定に基づく総合評定値の通知を受けていること。
③令和7年1月1日を基準日として同業種について2年以上の営業実績があること。
④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）の社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況がいずれも「有」または「除外」となっていること。
※経審が「無」でも実際に加入している場合は、保険証書等の加入を証明する書類の提出が必要です。

<社会保険等の加入を証明する書類>

	提出書類	適要
（1）「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無欄について「無」である場合	次のいずれかの書類 ①直近1ヶ月分の健康保険及び厚生年金保険の領収書（写） ②社会保険料納入証明書（写） ③健康保険・厚生年金保険新規適用届け（写）	建設国保加入者は厚生年金保険の領収書（写）を提出すること。
（2）「雇用保険加入の有無」欄について「無」である場合	労働保険概算・確定保険料申告書（控）（写）及び直近の雇用保険料の領収書（写）	労働保険事業組合の加入者は期別納付額が記された納入通知書（写）を提出すること。

4 登載期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

5 留意事項 ①申請書類の不備があった場合には、受付できませんのであらかじめご承知ください。
②申請書等に虚偽の記載、重要な事実の記載をしなかった場合には、競争入札参加資格確認認定が受けられず、また、認定後に発覚した場合には資格が取り消される場合があります。

- ③経営事項審査結果通知書の写しは、競争入札参加資格申請後についても、毎年定期に必ず提出してください。
- ④「小規模修繕等参加登録申請」との併願申請はできません。
- ⑤長泉町では「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」は電子入札のみでの対応となります。電子入札の利用準備が完了していない事業者は、競争入札参加資格を有していても、競争入札に参加することができなくなる場合があります。今回の競争入札参加資格審査の要件ではありませんが、「電子システム利用届」の提出が完了していない場合は、併せてご提出ください。
- ⑥町内に営業所を有する事業者のみ「現場代理人及び主任技術者名簿」の提出を求めていますが、変更が生じた場合は都度提出してください。
- ⑦オンライン (<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/uQQL/805431>) で申請書作成ツール (Excel) のデータ提出が必要です。書類のみの提出の場合、受付未了となりますのでご注意ください。

郵送先（問い合わせ先）

必要書類を封入し、封筒の表に「競争入札参加資格審査申請書在中」と赤字記入の上、郵送してください。

〒411-8668 長泉町中土狩 828 番地
長泉町役場 企画財政課財務契約チーム
電話 055-989-5503